

「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿(審議まとめ)」

(平成31年1月 中央教育審議会大学分科会)

におけるリカレント教育に係る記載の抜粋

3. 大学院教育の改善方策

⑦リカレント教育の充実

(大学院におけるリカレント教育を取り巻く現状)

社会経済が急速に高度化・複雑化する中であって、日本が Society 5.0 を世界に先駆けて実現し、先導する上では、若者に限らず、幅広い年齢層の人材が高度な「知」を身に付ける必要があることから、そうした「知」にアクセスできる教育機会の充実が求められている。また、労働生産性向上や人生100年時代の豊かな生き方を実現するため、生涯を通じたキャリアチェンジやキャリアアップが行われ、ライフイベント等で職場を離れてから復帰するケースも見込まれることから、社会人を対象としたリカレント教育の機会を提供することは重要なテーマとなっている。18歳人口が大きく減少することが見込まれる中、高度専門職業人を養成する役割を有する大学院において、リカレント教育の実施に真剣に向き合っていくことは極めて重要な課題となっている。また、学位を授与する課程のみならず学位を授与しない短期のプログラムなど、社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムには大きな社会の期待があることにも留意すべきである。

平成27(2015)年度時点で、従業員が大学等で学ぶことについて、原則認めている企業の割合と原則認めていない企業の割合が拮抗しており、認めていない場合の主な理由として「本業に支障をきたすため」「教育内容が実践的でなく現在の業務に生かせないため」が挙げられている。また、企業の約8割が外部教育機関として民間の教育訓練機関を活用しているが、大学等を活用する企業は約2割弱(うち大学院を活用する企業は約6%)と少なく、その理由の上位は「大学等を活用する発想がそもそもなかった」、「大学でどのようなプログラムを提供しているかわからない」ことであった。

さらに、平成28(2016)年度時点で、約4割の労働者が学び直しを実施しており、その方法としては「各種メディア利用による自学、自習」が約5割、次いで「社内の自主的な勉強会、研究会への参加」が約3割であり、「通信教育の受講」は約2割、「大学・大学院等の講座の受講」はわずか1%程度にとどまっている。一方、社会人教育未経験者が学び直しを実施する際に重視するカリキュラムは、「特定の分野を深く追求した研究・学習が可能な内容」、「最先端にテーマを置いた内容」等が挙げられており、学士課程教育の内容を超えたより高度な大学院レベルのリカレント教育の需要が一定程度存在することが示唆される。

学び直しに課題があると考えている労働者（正社員）は7割強存在しており、「仕事が忙しくて学び直しの余裕がない」、「費用がかかりすぎる」ことが2つの大きな課題として挙げられている。また、厚生労働省の所管する雇用保険の教育訓練給付の対象となる講座は増加しているものの、その多くが昼間課程である一方、受講者は夜間・土日・通信課程に偏っており、需給のミスマッチが生じている。なお、平成29（2017）年度において、大学院を置く780大学のうち、修士課程で夜間部又は昼夜開講を行っている大学は約300大学であり、通信教育を行っている私立大学は23大学にとどまる。一方、専門職大学院の課程において、夜間部又は昼夜開講を行っている大学は約60大学であり、通信教育を行っている私立大学は2大学である。

（文部科学省におけるこれまでの取組）

大学院等のより積極的な社会貢献を促進するため、平成19（2007）年の学校教育法の改正により、社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して同法に基づく履修証明書を交付できる制度が創設された。履修証明プログラムを開設している大学は平成20（2008）年度の38大学から平成27（2015）年度の115大学へ増加してきている。

教育再生実行会議「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言）」（平成27（2015）年3月）を受けて、大学院等におけるプログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大や、そうした機会についての企業等の理解増進を目的として、大学院等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP ; Brush up Program for professional）として文部科学大臣が認定する制度が平成27（2015）年度から開始されている。同プログラムは、平成29（2017）年度までに累計で222件が認定されている。

（今後求められる取組）

このような状況の中、変化の激しい社会経済を支える社会人の学修ニーズに大学院が着実に応えていくためには、多様なニーズに応じた実践的な教育プログラムの展開に努めるとともに、多忙な社会人の時間的・空間的な障壁を低下させる教育の展開が求められる。また、社会人が、職場におけるリスクを大きく負うことなく、業務の繁閑にあわせて柔軟な受講が可能となるように、標準修業年限にとらわれることなく長期又は短期の履修を可能とすること、科目等履修制度の積極的な活用を促進するとともに、取得した単位については学位取得を目指す際に適切に評価すること、履修単位数に応じた授業料の設定や、4学期制などの柔軟な学事暦の設定、特定のセメスターにおいて集中的に学修を行うなどメリハリある学修を可能とすることなどを進めていくなどの工夫を行うことが望まれる。加えて、社会人の大学院学生が求める学生間のネットワークの構築に意を用いることが期待される。

社会人を対象とした大学院レベルのリカレント教育については、前述のように一定程度のニーズが存在していると考えられるため、各大学は積極的にこれに応えていくべきであるが、「大学院の教育内容が実践的でない」「どのようなプログラムを提供しているかわからない」といった大学と産業界間でのミスマッチの解消が必要である。各大学は、実践的なリカレント教育プログラムの展開を図るため、社会人の大学院学生の意見や学生を派遣する産業界等の意見を踏まえることが特に重要であるとともに、各大学は、ホームページや各種情報媒体を通じ、自ら取り組むリカレント教育プログラムの内容の積極的な広報に努めることが重要である。

さらに、特に修士課程における教育課程を、社会人のリカレント教育という重要な課題に応えるために最適化し、活用していくことも含め、教員その他の学内の資源をシフトしていくことも考えられる。

一方で、主に社会人を対象としたプログラムを提供していない学部・学科・研究科がプログラムを提供するための最も大きな課題として、教員の確保やリカレント教育を担当する教員の負担増を挙げている。各大学は、こうしたリカレント教育を実施する場合は、大学のミッションとして明確に位置付け、全学的な体制整備を行うべきであり、例えば、労働契約等においてリカレント教育を適切に位置付け、必要な場合は契約内容の見直しを図ることが考えられる。また、各大学は、教員の人事評価について、上記のような大学院におけるリカレント教育プログラムに係る業務についても適切に評価されるよう留意する必要がある。

また、夜間・土日の授業科目の開設や、十分な教育効果が得られる場合の高度なメディアの活用・通信教育課程の設置の促進により、社会人が時間や場所を選ばずに働きながら学べる環境の構築を促すことが重要である。夜間・土日における授業科目の開設、通信教育課程の運営については、学内資源の大幅な配置の見直しが必要であり、学長は教員の勤務形態の柔軟化とそれに伴う支援体制についてもあわせて見直し（例えば、土曜日又は日曜日に講義を実施した教員は、月曜日を休みとすることや、子育て・介護等を行っている教員へのサポート体制の整備等）を図ることが必要である。

さらに、平成 30 年グランドデザイン答申において、履修証明プログラムの法令上の要件及び職業実践力育成プログラムの認定要件を、現行の 120 時間以上から 60 時間以上へ緩和することや、履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能とすることが提言されている。各大学は提供する教育課程又は履修証明プログラムについて、職業実践力育成プログラムとしての文部科学大臣の認定及び専門実践教育訓練としての厚生労働大臣の指定を積極的に活用することが求められる。その際、各大学院は、教育内容と職業実践との接続の観点から、修了生のキャリアアップ等の状況について把握に努め、教育内容の検証・改善に取り組むことが重要である。

なお、大学だけではなく、当該専門分野の学協会や業界・職業団体においてもリカレント教育に取り組んでいるが、関係者間の連携・協力が必ずしも十分ではなく、役割分担が明確でないことが指摘されている。特に、特定の資格や職業と直結する分野においては、各大学が関係する職能団体と連携し、学位を授与する課程や履修証明プログラム、職能団体が実施する訓練教育それぞれの役割について十分に協議し、効率的・効果的な人材養成のプロセスを確立することが求められる。特に、専門職大学院については、教育課程連携協議会のメンバーに、関連する専門分野や資格の学協会や業界・職業団体の関係者を入れることで、連携したリカレント教育プログラムの実施を推進することが求められる。